

# 同和問題について考える

\_\_私たちは、それぞれ異なった環境に生まれ育ち、さまざまな仕事に就き、生活を営んでいます。そして、お互いに幸せで豊かな社会を築こうと努力しています。これらのことを日本国憲法は「基本的人権」という誰にも侵されない普遍の権利として、すべての国民に保障しています。しかし、私たちの周りには、この「基本的人権」が不当に侵されている多くの事実があります。とりわけ同和問題(部落差別)は、最も深刻な人権侵害のあらわれの一つです。

- 【1】同和問題とは
- 【2】同和問題の現状
- 【3】同和問題の起源と歴史
- 【4】差別の解消に向けて

# 同和問題について考える

## 【1】同和問題とは

### ■ 同和問題（部落差別）とは

同和問題は、同和地区（被差別部落）の出身という理由で、結婚を反対されたり、就職等の日常生活の上でさまざまな差別を受けるという日本固有の人権問題です。

この問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別による差別意識が、現代社会にいまだ残っているために起きています。

解決に向けた努力が長い間なされてきましたが、今なお存在するとともに、情報化の進展に伴って状況の変化が生じています。

同和という言葉は、「同胞一和」等の略語として使われたもので、戦後になって「同和行政・教育」「同和对策事業」など行政上の公的な用語として使用されています。部落はもともと集落を意味しますが「被差別部落」の略称としても用いられることもあります。

「同和地区」は法律によって国が同和对策事業の対象地区として指定していた地区をいいますが、法律が失効したため、厳密な意味での「同和地区」は存在していません。

# 同和問題について考える

## 【2】 同和問題の現状

■ 同和問題に関する様々な問題が今なお起きているのでしょうか。

令和2年に宇部市が市民対象に行った「人権に関する市民意識調査」にて同和問題に関して、あなたが過去5年間に実際に見聞きしたものはありますか。

(複数回答)

- 結婚問題で周囲の反対を受けること …… 14.0 %
- 差別的な言動をされること …… 7.3 %
- 就職、職場で不利な扱いを受けること …… 4.8 %
- 身元調査をされること …… 7.4%
- インターネット上で、(地名・土地などに関する)差別的な情報を掲載されること…… 2.6 %
- 住宅購入時か引っ越しする際、そこが同和地区かどうか調べたり避けたりする…… 8.0 %

部落差別に関する正しい理解は進んできているものの、心理面における偏見、差別意識が依然残っているのかもしれませんが。結婚は、結婚するふたりの意思によるものですが、自分の子供の結婚相手が同和地区出身であることがわかった場合、結婚に反対するという親もいます。

# 同和問題について考える

## 【3】 同和問題の起源と歴史

### ■ 同和地区はどのようにしてできたのか？

封建時代、百姓、町人の身分の中に、えた身分やひにん身分の人々がいました。その人たちは農業のほか、死んだ牛馬の解体や皮革をつくる仕事をしたり、また役人のもとで地域の警備を行うなどの役目を担って生活をしていましたが、住む場所、仕事、結婚、交際など、生活のすべての面で厳しい制限を受け、差別されていました。

それらの人々が、住まわされていた所が「同和地区(被差別部落)」、それらの人々に対する差別が「部落差別」といわれています。

同和地区の起源については、このように江戸時代の幕藩体制が形成される過程で支配権力により政治的に設定されたとする「政治起源説」が通説とされてきました。しかし、現在、研究者の間では、被差別部落の成立に当たっての権力の関与の程度や、制度化された時期についての論議が進められています。

どのような人々が被差別身分に組み込まれたかについては、研究の途上で、現在までの研究では、中世末期の被差別民を含む様々な階層の人々の一部が組み込まれたものと考えられています。(中世起源説)

# 同和問題について考える

## 【3】 同和問題の起源と歴史

### ■ 同和問題解決のための答申や法律

被差別部落の多くは、明治の中期以降、生活環境が劣悪になったといわれます。1965(昭和40)年には、同和問題の解決は国の責務であり国民的課題であるという **同和対策審議会答申** が出されました。そして、対象地域に住む人々の生活環境の改善を図るための **同和対策事業特別措置法** が施行され、2002年に特別措置法が失効するまでの33年間に渡り、さまざまな取組が行われました。

- (1) 同和対策事業特別措置法 【1969(昭和44)年施行】
- (2) 地域改善対策特別措置法 【1982(昭和57)年施行】
- (3) 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律  
【1967(昭和62)年施行】

これらの法律に基づく事業により、住宅や道路の改良など、同和地区における物的な生活環境は大きく改善されました。

# 同和問題について考える

## 【4】差別の解消に向けて

### ■ 部落差別解消推進法

平成28(2016)年12月「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立・施行

- ・ 現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを背景。
- ・ 部落差別の解消に関し、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査の実施などが定められている。

インターネット上には、「この地域は被差別部落だ」「あの人は部落出身だ」といった差別を拡散させるような、社会に有害で悪質な投稿や発言が依然として存在しています。こういった部落差別に関連する情報をインターネット上で閲覧した人の少なくとも一部には差別的な動機がうかがわれるほか、必ずしも差別的な動機ではなく一般的な興味・関心で閲覧した大部分の人についても、インターネット上で部落差別に関する誤った情報や偏見・差別をあおる情報に接することにより、差別意識を植え付けられる可能性がないとは言えません。

# 同和問題について考える

## 【4】差別の解消に向けて

\_\_ 部落差別は昔のこと、今はもうないと思っている人は多くいます。また、自分の周りにいなかったの、そこまでこの問題を意識してこなかったという人もいると思います。でも、もしかすると存在に気づいていないだけで、今もこの理不尽な差別、偏見に苦しんでいる人が実は周りにいるのかもしれない。

\_\_ 封建社会の身分制度に起因する差別がいまだ解消されず、人々の人生に大きな影響を与えてきたこの問題。今なお残る差別や偏見を確実になくしていくことが必要です。

\_\_ すべての人が人権尊重の意識を持ち、私たち一人一人の姿勢や行動により、差別のない明るい社会を目指しましょう。